

議第103号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 9月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第 1 条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「ホテル営業又は同条第 3 項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部改正)

第 2 条 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号カ中「ホテル営業， 同条第 3 項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。